

## 沖縄県警察の指掌紋取扱いに関する訓令

発出年月日：平成 30 年 12 月 27 日  
文書番号：沖縄県警察本部訓令 18 号  
公表範囲：概要

改正 令和 2. 3 訓令 10

沖縄県警察の指紋等取扱いに関する訓令（平成 12 年 12 月 19 日沖縄県警察本部訓令第 19 号）の全部を改正する。

### 第 1 条 趣旨

この訓令は、指掌紋取扱規則（平成 9 年国家公安委員会規則第 13 号。以下「規則」という。）及び指掌紋取扱細則（平成 9 年警察庁訓令第 11 号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、沖縄県警察における指紋及び掌紋（以下「指掌紋」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。